渡良瀬ナイツクラブ会員規約

この規約は(以下「本規約」という。)渡良瀬ナイツクラブの提供するサービスの利用について定めるものです。

第1条(名称)

この会の名称は、渡良瀬ナイツクラブ(以下「クラブ」という。)とします。

第2条(目的)

治水や利水、自然、歴史、レジャー・スポーツなど様々な要素を持つ渡良瀬 遊水地(以下「遊水地」という。)において、それぞれの環境を守り、より良く するために行動し、"守り人"として今の遊水地を保全して未来につなぐことを 目的とします。

第3条(活動内容)

本クラブの主な活動は、以下の内容を含んだ活動になります。

- (1) 自然環境の保全
- (2) 遊水地の歴史の継承
- (3) レジャー・スポーツ環境の保全
- (4) 遊水地で開催されるイベントへの参加協力
- (5) "守り人"の交流
- (6) その他遊水地を守ること

第4条(事務局)

この会の事務については、渡良瀬ナイツクラブ事務局(以下「事務局」という。)が行い、事務局は栃木市遊水地課内に置くものとします。

第5条(会員)

本規約の目的に賛同し、遊水地の"守り人"となってくれる方であれば、入会できます。なお会員区分は以下のとおりです。

- (1) レギュラー会員(一般会員)
- (2) ジュニア会員(中学生以下が対象)
- (3) グループ会員(団体・企業会員)

第6条(特別会員)

本規約の目的に賛同し、遊水地の"守り人"として栃木市長が特に認めた個人及び企業・団体を「特別会員」として認定します。

特別会員の役割は次のとおりです。

- 1 遊水地を守ること
- 2 遊水地をPRすること
- 3 遊水地の"守り人"を応援すること

第7条(サポート店)

本規約の目的に賛同し、会員向けにサービスを提供する企業・団体をサポート店として登録します。登録されたサポート店は、会員に対し広く紹介します。

第8条(入会金・会費)

この会の入会金・会費は無料とします。

第9条(入会手続き)

- 1 入会の申込みは、事務局窓口、メール、FAX又は栃木市電子申請システムのいずれかの方法により行うものとします。
- 2 前項の方法にて申し込む場合は、入会申込書に必要事項を記入の上、提出または送信します。登録処理後、事務局から会員証を発送します。
- 3 不正な申込みと判断した場合には申込みを承諾しない場合があります。

第10条(会員証)

会員証の有効期間は特に定めないものとします。会員証を紛失した場合は、 メール、FAX又は栃木市電子申請システムのいずれかの方法により再発行の 手続きを行ってください。

第11条(会員登録内容等の変更及び退会)

入会申し込み時に登録した情報に変更があった場合、またクラブを退会する場合は、会員は、変更事項及び退会の連絡を事務局窓口、メール、FAX又は栃木市電子申請システムのいずれかの方法によって行うものとします。

第12条(会員サービスの内容)

事務局は、会員に対し次の各号のサービスを提供するものとします。

- 1 観察会や保全活動、各種イベントの案内
- 2 特製ピンバッチの准呈
- 3 会員向けイベントへ招待
- 4 サポート店での各種サービス(レジャー・スポーツの優待割引を含む。)

第13条(会員サービスの停止)

事務局は、次の各号のいずれかに該当する場合には、各種会員サービスを停止することができるものとします。

- 1 会員登録の内容に虚偽、不適切な記載などがあった場合
- 2 事務局が、会員サービス利用者として不適切であると判断した場合

第14条(権利譲渡の禁止)

会員は、会員サービスの利用上の権利を第三者に譲渡することはできません。

第15条(個人情報の取扱い)

事務局は、会員が特定することができる情報を、会報等の送付や各種の通知、 会員管理、その他のサービスの提供に関する目的の達成に必要な範囲を超えて 利用しません。

第16条(規約の変更)

- 1 事務局は、本規約について会員の承諾なしに変更できるものとし、変更 後は直ちにすべての会員に適用させるものとします。
- 2 本規約を変更する場合、事務局は会員及びサポート店に対し文書または ホームページにて通知、公表します。